

確定申告書は

**自宅で、いつでも
らくらく作成！**

1 ご自宅のパソコンや、スマートフォンあるいは、
タブレット端末から「作成コーナー」へアクセス

2 画面の案内に従って金額等を入力

3 ご自宅のプリンタやコンビニ等のプリントサービス
を利用して印刷

4 税務署に郵送等で提出

※ パソコンで作成した申告書等は、e-Taxで送信することもできます。

(e-Taxを利用する場合は、マイナンバーカードなどの電子証明書の取得及びICカードリーダライタの用意など事前準備が必要です。)

メリット1 申告書作成会場に出向く必要なし！

自宅で作成できるから、混雑した会場で長時間待つ必要がありません。

メリット2 いつでも利用可能！

確定申告期間中は、24時間いつでも利用できる所以時間を気にする必要がありません。

メリット3 自動で税額を計算！

収入金額や控除金額等を入力することで、税額が自動計算されるので、計算誤りがありません。

詳しくはこちらをご覧ください。

 国税庁ホームページ www.nta.go.jp

作成コーナー

検索



(裏面もご覧ください。)

申告書作成会場の開設

開設期間	会場	所在地	受付時間
2月13日(火) ～ 3月15日(木) ※ 土・日を除きます。ただし 2/18と2/25は開場します。	ニッケコルトン プラザ内2階 コルトンホール	市川市 鬼高1-1-1	8:30～16:00 ※ 会場の混雑状況により、受付を 早めに締め切ることがあります。

- ※1 2月18日及び2月25日は、非常に混雑することが予想されます。できるだけ他の日をお勧めします。
- ※2 上記の開設期間中には、市川税務署内に申告書作成会場はありません。
- ※3 申告書等の提出だけの方は、直接税務署にお持ちいただくか、郵送にてご提出ください。
- ※4 駐車場料金サービスは行っておりません。

税理士による無料申告相談

年金受給者、給与所得者、小規模納税者の方が対象です。

期間	会場	所在地	受付時間
1月26日(金) ～ 1月31日(水) ※ 土・日を除きます。	行徳文化ホール I & I	市川市 末広1-1-48	9:30～12:00 13:00～15:00
2月5日(月) ～ 2月9日(金)	浦安市文化会館	浦安市 猫実1-1-2	

申告書作成会場の開設期間以前に、上記の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

- ※1 所得税・個人消費税の申告書を作成して提出できます。(土地・建物・株式等の譲渡所得がある場合を除く。)
→詳しくは、「国税庁HP 市川税務署確定申告のお知らせ」からご覧ください。
- ※2 申告書等の提出だけの方は、直接税務署にお持ちいただくか、郵送にてご提出ください。
- ※3 前年の申告書等の控えや源泉徴収票など申告に必要な書類、筆記具、計算器具、印鑑及びマイナンバーに係る本人確認書類をご持参ください。
- ※4 混雑状況により、受付を早めに締め切ることがあります。

ご注意ください！

☆ 今年もマイナンバーの記載が必要です！

申告書提出の際には、その都度マイナンバー（個人番号）の記載と、本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

- ※ 昨年申告された方も、本年申告書にマイナンバーの記載と本人確認書類の提示等が必要となります。

《本人確認書類の例》

- ① マイナンバーカード(個人番号カード)のみ(【番号確認書類】と【身元確認書類】を兼ねています。)
- ② 通知カードなど【番号確認書類】+運転免許証や公的医療保険の被保険者証など【身元確認書類】

☆ 医療費控除の手続きが変わりました！

平成29年分の確定申告から、領収書の提出に代わり『医療費控除の明細書』の添付が必要となりました。(領収書の提出は不要となりました。)

- ※1 医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。
(税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません。)
 - ※2 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。
(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)
- (注) 平成29年分～平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付または提示によることもできます。

【問合せ先】市川税務署 〒272-8573 市川市北方1-11-10 TEL047(335)4101(代表)

※お電話は、自動音声によりご案内しております。